

指定訪問介護事業者 指定申請の手引き

R 6 年 4 月版

この手引きは随時見直しをかけております。指定申請の際は、つくば市ホームページで最新版の御確認をお願いいたします。

1 指定要件の概要

訪問介護事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。(※障害福祉サービスにおける指定居宅介護事業者又は重度訪問介護の指定を受けた事業者が、共生型居宅サービスの特例により指定を受ける場合には、「2 共生型訪問介護の基準」を御確認ください)

(1) 法人であること。

営利法人・非営利法人を問わず、法人格を有していればこの要件を満たすことになります。ただし、法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。

(2) 人員基準を満たすこと。

ア 管理者

事業所ごとに、常勤・専従の管理者を置かなければなりません。ただし、管理上支障がない場合は、他の職務又は他の事業所等の職務に従事することができます。※「常勤」とは、当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）に達している者のことであり、雇用上、正職員であるか非正規職員であるかは問いません。

イ サービス提供責任者

- ・事業所の事業の規模に応じて、常勤・専従の訪問介護員等のうち 1 人以上をサービス提供責任者としなければなりません。
- ・サービス提供責任者は、利用者の数（前 3 月の平均値）が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人増員する必要があります。この場合、常勤換算法（従業者の勤務延時間数を常勤従業者が勤務すべき時間数で割る算出方法。小数点第 2 以下切り捨て）とすることができます。新たに事業を開始又は再開した事業所においては、利用者数を推定して配置します。
- ・管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。また、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。
- ・サービス提供責任者は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

(ア) 看護師・准看護師

(イ) 介護福祉士

(ロ) 介護福祉士実務者研修修了者

(ハ) 介護職員基礎研修修了者 ※1

(ニ) 訪問介護員（ホームヘルパー）1 級課程修了者 ※1

※1 介護職員基礎研修及び訪問介護職員研修は、平成 25 年 4 月に介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の創設に伴い廃止されましたが、旧資格は従前のとおり有効です。

ウ 訪問介護員等

次に掲げるいずれかの資格を有する従業者が、常勤換算法で 2.5 人以上必要となります。

(ア) 看護師・准看護師

(イ) 介護福祉士

- (ウ) 介護福祉士実務者研修修了者
- (エ) 介護職員初任者研修修了者
- (オ) 介護職員基礎研修修了者 ※2
- (カ) 訪問介護員（ホームヘルパー）1級課程又は2級課程修了者 ※2

※2 介護職員基礎研修及び訪問介護職員研修は、平成25年4月に介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の創設に伴い廃止されましたが、旧資格は従前のおり有効です。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

ア 設備基準

- ・事務室のほか、受付・相談スペース（プライバシーに配慮されていること。2階以上に設ける場合はエレベータ等を設置すること）、手指洗浄設備（感染症予防のため）等を備える必要があります。
- ・事務室には、利用者の個人情報等が記載された書類を保管するための鍵付きの書庫が必要となります。

イ 運営基準

運営基準については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及びその解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日付け老企第25号）」を参照してください。

ウ 介護等の総合的な提供を行うこと

入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供することとし、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービスに偏ったり、通院等乗降介助に限定することはできません。

2 共生型訪問介護の基準

共生型訪問介護は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が、要介護者に対して提供する指定訪問介護です。

共生型訪問介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりです。

(1) 従業者（ホームヘルパー）、サービス提供責任者の員数及び管理者

ア 従業者（ホームヘルパー）

指定居宅介護事業所又は重度訪問介護事業所（以下この2において「指定居宅介護事業所等」という）の従業者の員数が、共生型訪問介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

イ サービス提供責任者

共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者に限り、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者（指定障害福祉サービス等基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者）であれば、資格要件を満たします。また、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。

共生型訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定居宅介護事

業所等における指定居宅介護又は重度訪問介護の利用者（障害者及び障害児）及び共生型訪問介護の利用者（要介護者）の合計数が、40 又はその端数を増すごとに1人以上です。

ウ 管理者

指定訪問介護の場合と同趣旨であるため、本手引き「1(2)ア管理者」の項目を参照してください。なお、共生型訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えありません。

(2) 設備に関する基準

指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。

(3) 技術的支援

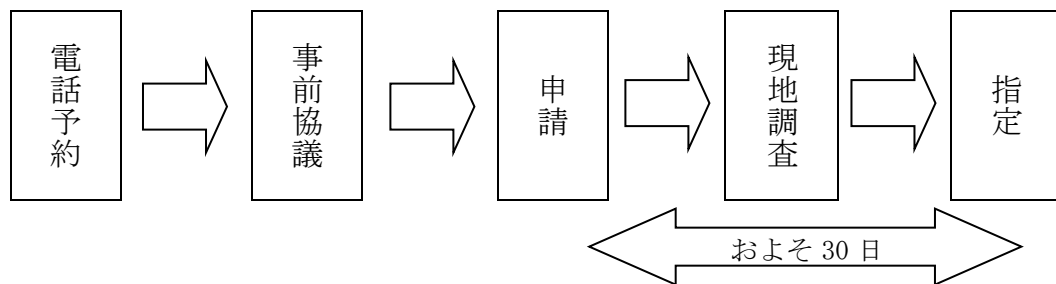
指定訪問介護事業所その他の関係施設から、指定居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

(4) 運営等に関する基準

訪問介護の運営基準の規定は、共生型訪問介護に準用されます。「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及びその解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日付け老企第25号）」を参照してください。

3 申請の流れ

- ・申請前に必ず事前協議を行う必要があります。高齢福祉課計画・施設係に電話で予約の上、「事前協議シート」と、添付書類のうち用意が可能なものを持参してください。
- ・申請から指定までの標準処理期間は30日ですので、事業開始を予定する日の30日前までに事前協議を済ませて、申請書類を全て揃え、直接、高齢福祉課へ持参して提出してください。申請書類が揃っていない場合、受理できませんので御了承ください。
- ・申請受付後、現地調査を行います。その後、審査の上、問題がなければ指定の処理を行い、通知します。ただし、書類に不備がある場合等は審査期間が30日を超える場合がありますので御了承ください。
- ・なお、介護保険サービスの実施にあたって、市の認可（社会福祉法人）、県の認可（医療法人等）が必要な法人については、別途法人を所管する部署との協議を行い、各手続を済ませた上で、申請書類を提出してください。



4 申請に必要な書類

申請の際は「付表（別添）添付書類・チェックリスト」に記載されている書類をすべて揃え、順番にA4版（2穴）のフラットファイルにまとめて綴り、各資料の右側にどの添付書類が分かるように番号表示のインデックスを貼付したものを、正本と副本各1部作成し、正本をつくば市に提出してください。なお、正本の提出時には、副本作成の確認のため、副本も持参してください。（副本は事業所保管となります。）

共生型訪問介護として申請する場合は、「障害福祉サービス（居宅介護事業所又は重度訪問介護事業所）の指定の指令書又は指定更新の指令書の写し」及び「訪問介護事業所その他の関係施設から、指定居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技

術的支援を受けていることが分かる書類(技術的支援を受けている事業所名及び事業所所在地、具体的な技術的支援の内容を説明する書面)」を上記書類とあわせて提出してください。

5 その他

- (1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分御理解の上、取り組まれるようお願いします。

※ 介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>)等を御参照ください。

- (2) 全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」(<http://www.wam.go.jp/>)でも提供されていますので御参照ください。
- (3) 事前協議シート及び事業者の指定に必要な様式は下記 URL からダウンロードできますので御活用ください。

標準様式(厚労省 HP)URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

標準様式以外(つくば市 HP)URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

6 お問い合わせ・申請書提出先

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市高齢福祉課 計画・施設係

TEL 029-883-1111

FAX 029-868-7534

E-mail wef030@city.tsukuba.lg.jp